

運営規程

第1条 （事業の目的）

医療法人喜望会が設置する訪問看護ステーションおりーぶ（以下「事業所」という。）が行う。指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条 （運営の方針）

「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める定例（西宮市条例第17号）」「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（西宮市条例第16号）」を遵守する。

- 1 指定訪問看護サービスの提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護サービスの提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 （事業所の名称および所在地）

この事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションおりーぶ
- 2 所在地 西宮市今津水波町6番14号

第4条 （職員の職種・員数・職務内容）

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い、自らも事業の提供に当たる。
- 2 看護職員 看護師 3名以上（管理者を含む）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
- 3 理学療法士等 1名以上
- 4 事務職員 1名

第5条 （営業日及び営業時間）

事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。但し、祝祭日、12月30日～1月3日は除く。
- 2 営業時間 9:00～17:15
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第6条 （指定訪問看護の提供方法）

- 1 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用希望者または家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- 3 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
- 4 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条 （訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次の通りとする。

- 1 病状・障害・全身状態の観察
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥瘡の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護法の指導
- 9 カテーテル等管理（経管栄養、自己導尿、胃瘻管理）
- 10 その他、医師の指示による医療処置

第8条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、西宮市、芦屋市、尼崎市の区域とする。

第9条 （利用料等）

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う事業を要した交通費は実費とする。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 死後の処置を行った場合は、10,000円（税別）を徴収する。
- 5 必要な医療消耗材料代等については、原則として実費相当額を徴収するものとする。
- 6 営業日以外の訪問看護サービス（医療保険）を提供した場合は、1訪問ごとに2,500円加算する。

第10条 （衛生管理・感染症対策等）

- 1 事業所は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

第11条 （緊急時における対応方法）

指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

第12条 （苦情処理）

- 1 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し市町村から指導、助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

第13条 （個人情報の保護）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原

則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

第 14 条 （事故発生時の対応と損害賠償）

- 1 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事故の状況や対応について記録し、速やかに家族や関係機関、市へ連絡するとともに、再発生を防ぐための対策を講じる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。

第 15 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 16 条 （ハラスメント防止対策に関する事項）

事業所は、ハラスメントの発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 ハラスメント対策のための指針を整備する。
- 2 従業員に対し、ハラスメントの防止のための研修を定期的実施する。
- 3 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行う。

第 17 条 （暴力団排除）

事業所は、暴力団排除条例にもとづき、すべての事務又は事業において暴力団を利することのないよう、以下の措置を講じる。

- 1 事業所の事業者及び管理者は、暴力団員等ではないこととする。
- 2 事業所の運営は、暴力団等の支配を受けないこととする。

第 18 条 （業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 19 条 （その他運営についての留意事項）

- 1 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質向上を図るため研究研修の場合の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備する。
- 2 採用時研修 採用後 1 か月以内
継続研修 年 2 回
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人喜望会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。